

# 介護報酬の算定構造

## 介護サービス

### 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における短期入所療養介護費
  - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
  - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

### 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

#### 居宅介護支援費

### 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
  - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
  - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
  - ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス
- 4 介護医療院サービス

指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
イ 身体介護	(1) 20分未満 (167単位)	身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	共生型訪問介護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算		
	(2) 20分以上30分未満 (250単位)												
	(3) 30分以上1時間未満 (396単位)												
	(4) 1時間以上 (579単位に30分を増すごとに+84単位)												
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (183単位)	所要時間が20分から起算して35分を増すごとに+57単位(201単位を限度)	夜間又は早朝の場合+25/100	深夜の場合+50/100	特定事業所加算( ) +20/100	特定事業所加算( ) +10/100	特定事業所加算( ) +3/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×93/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき+100単位	
(2) 45分以上 (225単位)													
ハ 通院等乗降介助 (1回につき 99単位)													

ニ 初回加算 (1月につき +200単位)

ホ 生活機能向上運携加算  
 (1) 生活機能向上運携加算( ) (1月につき +100単位)  
 (2) 生活機能向上運携加算( ) (1月につき +200単位)

ヘ 認知症専門ケア加算  
 (1) 認知症専門ケア加算( ) (1日につき +3単位)  
 (2) 認知症専門ケア加算( ) (1日につき +4単位)

コ 介護職員処遇改善加算  
 (1) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×137/1000)  
 (2) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×100/1000)  
 (3) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×55/1000)

注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計

ク 介護職員等特定処遇改善加算  
 (1) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×63/1000)  
 (2) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×42/1000)

注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計

カ 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき +所定単位×24/1000)

注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計

「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目  
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費	(1回につき 1,260単位)	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×92/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算		(1月につき +200単位)					
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算( )	(1日につき +3単位)					
	(2) 認知症専門ケア加算( )	(1日につき +4単位)					
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算( )	(1回につき +44単位)					
	(2) サービス提供体制強化加算( )	(1回につき +36単位)					
	(3) サービス提供体制強化加算( )	(1回につき +12単位)					
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算( )	注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×58/1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×42/1000)					
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算( )	注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×21/1000)					
ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×11/1000)	注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計					

「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

+ 単位 所定単位数 + 単位  
 - 単位 所定単位数 - 単位  
 × /100 所定単位数 × /100  
 + /100 所定単位数 + 所定単位数 × /100

3 訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (313単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	複数名訪問加算( )	複数名訪問加算( )	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	要介護5の者の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算( )	特別管理加算	ターミナルケア加算	医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき算算(1日につき)	
	(2) 30分未満 (470単位)															
	(3) 30分以上1時間未満 (821単位)															
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,125単位)															
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (299単位) 1日に2回を超えて実施する場合は90/100															
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (265単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位	30分未満の場合 +201単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき ( )の場合 +500単位 又は ( )の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位			
	(2) 30分未満 (398単位)															
	(3) 30分以上1時間未満 (573単位)															
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (842単位)															
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,954単位)	×90/100	准看護師による訪問が1回でもある場合 ×95/100	+300単位	+800単位	+300単位	1月につき 訪問看護ステーションの場合 +574単位 病院又は診療所の場合 +315単位	-97単位									
ニ 初回加算 (1月につき +300単位)																
ホ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)																
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき +250単位)																
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算( ) (1月につき +550単位) (2) 看護体制強化加算( ) (1月につき +200単位)															
チ サービス提供体制強化加算	(1) イ及びロを算定する場合 (一) サービス提供体制強化加算( ) (1回につき +6単位) (二) サービス提供体制強化加算( ) (1回につき +3単位) (2) ハを算定する場合 (一) サービス提供体制強化加算( ) (1月につき +50単位) (二) サービス提供体制強化加算( ) (1月につき +23単位)															

「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額基準額の算定の際、当該算算前の単位数を算入  
1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注		
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 307単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	特別地域訪問リハビリテーション加算 +15/100	中山間地域等における小規模事業所加算 +10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 +5/100	短期集中リハビリテーション実施加算	リハビリテーションマネジメント加算(A)	リハビリテーションマネジメント加算(B)	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 1回につき -50単位
	介護老人保健施設の場合							リハビリテーションマネジメント加算(A)イ 1月につき +180単位	リハビリテーションマネジメント加算(B)イ 1月につき +450単位	
	介護医療院の場合							リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ 1月につき +213単位	リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ 1月につき +483単位	
ロ 移行支援加算 (1日につき 17単位を加算)										
ハ サービス提供体制強化加算			(1) サービス提供体制強化加算(イ) (1回につき +6単位)							
			(2) サービス提供体制強化加算(ロ) (1回につき +3単位)							

注：「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目。事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入。

5 居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(イ) (イ2以外)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (514単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (445単位)			
(2) 居宅療養管理指導費(ロ) (在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (298単位)				
	(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (286単位)				
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (259単位)				
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (516単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (440単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (565単位)	+100単位		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (416単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)			
(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (517単位)				
	(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (378単位)				
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (341単位)				
	(四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月1回を限度) (45単位)				
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (544単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (443単位)			
(2) 当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (524単位)				
	(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (466単位)				
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (423単位)				
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (361単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (325単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (294単位)				

ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。













9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		活動を行う介護員の勤務条件が基本を定めた場合	利用者の数及び入所者の数の合計が所定員を超える場合	医師、看護師、介護職員等の合計が所定員を超える場合	栄光のユニットリーダーをユニット毎に配置し、作業療法士、作業療法士、作業療法士等の資格が基準に満たない場合	活動員配置加算	認知症ケア加算	認知症行動・心理状態等認知症ケア加算	緊急時対応加算	若年性認知症利用者受入加算	看護職員配置加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費( ) <従来型個室> [基本型]	要介護1 ( 752 単位) 要介護2 ( 799 単位) 要介護3 ( 861 単位) 要介護4 ( 914 単位) 要介護5 ( 966 単位)									1日につき +14 単位			
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費( ) <従来型個室> [在宅強化型]	要介護1 ( 754 単位) 要介護2 ( 807 単位) 要介護3 ( 890 単位) 要介護4 ( 988 単位) 要介護5 ( 1,044 単位)										1日につき +12.0 単位 (要介護4・5に限る)	1日につき +4.0 単位	
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費( ) <多床室> [基本型]	要介護1 ( 827 単位) 要介護2 ( 939 単位) 要介護3 ( 991 単位) 要介護4 ( 1,045 単位)										1日につき +14 単位		
		d 介護老人保健施設短期入所療養介護費( ) <多床室> [在宅強化型]	要介護1 ( 876 単位) 要介護2 ( 1,014 単位) 要介護3 ( 1,071 単位) 要介護4 ( 1,129 単位)										1日につき +14 単位	1日につき +4.0 単位	
	二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 ( ) <常勤型看護職員を配置>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費( ) <従来型個室> [療養型]	要介護1 ( 861 単位) 要介護2 ( 976 単位) 要介護3 ( 1,054 単位) 要介護4 ( 1,131 単位) 要介護5 ( 857 単位)				+24.0 単位								
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費( ) <多床室> [療養型]	要介護1 ( 841 単位) 要介護2 ( 1,057 単位) 要介護3 ( 1,135 単位) 要介護4 ( 1,210 単位) 要介護5 ( 778 単位)												
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費( ) <従来型個室> [療養型]	要介護1 ( 855 単位) 要介護2 ( 950 単位) 要介護3 ( 1,026 単位) 要介護4 ( 1,103 単位) 要介護5 ( 857 単位)												
		d 介護老人保健施設短期入所療養介護費( ) <多床室> [療養型]	要介護1 ( 934 単位) 要介護2 ( 1,029 単位) 要介護3 ( 1,106 単位) 要介護4 ( 1,183 単位) 要介護5 ( 757 単位)												
	三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 ( ) <常勤型看護職員オンコール体制>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費( ) <従来型個室> [療養型]	要介護1 ( 861 単位) 要介護2 ( 976 単位) 要介護3 ( 1,054 単位) 要介護4 ( 1,131 単位) 要介護5 ( 857 単位)												
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費( ) <多床室> [療養型]	要介護1 ( 841 単位) 要介護2 ( 1,057 単位) 要介護3 ( 1,135 単位) 要介護4 ( 1,210 単位) 要介護5 ( 778 単位)												
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費( ) <従来型個室> [療養型]	要介護1 ( 855 単位) 要介護2 ( 950 単位) 要介護3 ( 1,026 単位) 要介護4 ( 1,103 単位) 要介護5 ( 857 単位)												
		d 介護老人保健施設短期入所療養介護費( ) <多床室> [療養型]	要介護1 ( 934 単位) 要介護2 ( 1,029 単位) 要介護3 ( 1,106 単位) 要介護4 ( 1,183 単位) 要介護5 ( 757 単位)												
	四) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 ( ) <特別介護老人保健施設短期入所療養介護費>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費( ) <従来型個室>	要介護1 ( 782 単位) 要介護2 ( 845 単位) 要介護3 ( 897 単位) 要介護4 ( 948 単位) 要介護5 ( 811 単位)												
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費( ) <多床室>	要介護1 ( 860 単位) 要介護2 ( 920 単位) 要介護3 ( 971 単位) 要介護4 ( 1,024 単位) 要介護5 ( 833 単位)												
		c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室> [基本型]	要介護1 ( 879 単位) 要介護2 ( 943 単位) 要介護3 ( 997 単位) 要介護4 ( 1,049 単位)	x97/100	x70/100	x70/100									
		d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室> [在宅強化型]	要介護1 ( 879 単位) 要介護2 ( 943 単位) 要介護3 ( 1,018 単位) 要介護4 ( 1,075 単位) 要介護5 ( 1,133 単位)												
(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 ( )	a 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室の多床室> [基本型]	要介護1 ( 843 単位) 要介護2 ( 997 単位) 要介護3 ( 1,049 単位)										1日につき +13 単位		
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室の多床室> [在宅強化型]	要介護1 ( 879 単位) 要介護2 ( 943 単位) 要介護3 ( 1,018 単位) 要介護4 ( 1,075 単位) 要介護5 ( 1,133 単位)										1日につき +13 単位 (要介護4・5に限る)	1日につき +4.0 単位	
		c 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室の多床室> [基本型]	要介護1 ( 879 単位) 要介護2 ( 943 単位) 要介護3 ( 997 単位) 要介護4 ( 1,049 単位)										1日につき +14 単位		
		d 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室の多床室> [在宅強化型]	要介護1 ( 879 単位) 要介護2 ( 943 単位) 要介護3 ( 997 単位) 要介護4 ( 1,049 単位) 要介護5 ( 1,133 単位)										1日につき +14 単位	1日につき +4.0 単位	
	二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 ( ) <常勤型看護職員を配置>	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室> [療養型]	要介護1 ( 1,026 単位) 要介護2 ( 1,143 単位) 要介護3 ( 1,221 単位) 要介護4 ( 1,296 単位)												
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室の多床室> [療養型]	要介護1 ( 944 単位) 要介護2 ( 1,026 単位) 要介護3 ( 1,143 単位) 要介護4 ( 1,221 単位) 要介護5 ( 1,296 単位)												
		c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室> [療養型]	要介護1 ( 1,026 単位) 要介護2 ( 1,116 単位) 要介護3 ( 1,193 単位) 要介護4 ( 1,269 単位)												
		d 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室の多床室> [療養型]	要介護1 ( 944 単位) 要介護2 ( 1,020 単位) 要介護3 ( 1,116 単位) 要介護4 ( 1,193 単位) 要介護5 ( 1,269 単位)												
	三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 ( ) <常勤型看護職員オンコール体制>	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室>	要介護1 ( 861 単位) 要介護2 ( 976 単位) 要介護3 ( 1,054 単位) 要介護4 ( 1,131 単位) 要介護5 ( 857 単位)												
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 841 単位) 要介護2 ( 1,057 単位) 要介護3 ( 1,135 単位) 要介護4 ( 1,210 単位) 要介護5 ( 778 単位)												
		c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室> [療養型]	要介護1 ( 1,020 単位) 要介護2 ( 1,116 単位) 要介護3 ( 1,193 単位) 要介護4 ( 1,269 単位)												
		d 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 816 単位) 要介護2 ( 863 単位) 要介護3 ( 924 単位) 要介護4 ( 977 単位) 要介護5 ( 1,028 単位)												
	四) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 ( ) <ユニット型特別介護老人保健施設短期入所療養介護費>	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室>	要介護1 ( 862 単位) 要介護2 ( 924 単位) 要介護3 ( 977 単位) 要介護4 ( 1,028 単位)												
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 816 単位) 要介護2 ( 863 単位) 要介護3 ( 924 単位) 要介護4 ( 977 単位) 要介護5 ( 1,028 単位)												
		c ユニット型特別介護老人保健施設短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 850 単位) 要介護2 ( 908 単位) 要介護3 ( 1,269 単位)												
	(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	一) 3時間以上4時間未満	( 650 単位)												
二) 4時間以上5時間未満		( 908 単位)													
三) 5時間以上6時間未満		( 1,269 単位)													
注 特別療養費															
注 療養体制維持特別加算		一)療養体制維持特別加算( ) (1日につき 27単位を加算) 二)療養体制維持特別加算( ) (1日につき 57単位を加算)													
注 総合医学管理加算		(利用中に7日を限度に、1日につき275単位を加算)													
注 療養食加算		(1回につき 4単位を加算(1日に3回を限度))													
注 認知症専門ケア加算		一)認知症専門ケア加算( ) (1日につき 3単位を加算) 二)認知症専門ケア加算( ) (1日につき 4単位を加算)													
注 緊急時施設療養費		一) 緊急時施設療養費(療養型個室以外の場合) 1)月に1回以上1日未満に、1日につき1.8単位を算定 療養型個室の場合 2)月に1回以上1日未満に、1日につき1.8単位を算定 二) 特定加算 1)月に1回以上1日未満に、1日につき1.8単位を算定													
注 サービス提供体制強化加算		一) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 2.2単位を加算) 二) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 1.8単位を加算) 三) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 6単位を加算)													
注 介護職員処遇改善加算		一) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×19/1000) 二) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×29/1000) 三) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計												
注 介護職員等特定処遇改善加算		一) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×21/1000) 二) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×17/1000)	注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計												
注 介護職員等ベースアップ等支援加算		(1月につき +所定単位×8/1000)	注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計												

注 特別療養費、緊急時施設療養費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度管理の対象外の算定項目



八 診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注		
		利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	電動のユニットリフターをユニット毎に配置していない等ユニットにおける体制が未整備である場合	廊下端が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費( ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所短期入所療養介護費( ) <従来型個室>	要介護1 ( 690 単位) 要介護2 ( 740 単位) 要介護3 ( 789 単位) 要介護4 ( 839 単位) 要介護5 ( 889 単位)	×70/100	診療所設備基準減算 -60単位	-25単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	+120単位	片道につき +184単位
		b 診療所短期入所療養介護費( ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 ( 717 単位) 要介護2 ( 770 単位) 要介護3 ( 822 単位) 要介護4 ( 874 単位) 要介護5 ( 926 単位)							
		c 診療所短期入所療養介護費( ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 ( 708 単位) 要介護2 ( 759 単位) 要介護3 ( 810 単位) 要介護4 ( 861 単位) 要介護5 ( 913 単位)							
		d 診療所短期入所療養介護費( ) <多床室>	要介護1 ( 796 単位) 要介護2 ( 846 単位) 要介護3 ( 897 単位) 要介護4 ( 945 単位) 要介護5 ( 995 単位)							
		e 診療所短期入所療養介護費( ) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 ( 829 単位) 要介護2 ( 882 単位) 要介護3 ( 934 単位) 要介護4 ( 985 単位) 要介護5 ( 1,037 単位)							
		f 診療所短期入所療養介護費( ) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 ( 818 単位) 要介護2 ( 870 単位) 要介護3 ( 921 単位) 要介護4 ( 971 単位) 要介護5 ( 1,023 単位)							
	(二) 診療所短期入所療養介護費( ) 看護・介護<3:1>	a 診療所短期入所療養介護費( ) <従来型個室>	要介護1 ( 611 単位) 要介護2 ( 656 単位) 要介護3 ( 700 単位) 要介護4 ( 746 単位) 要介護5 ( 790 単位)							
		b 診療所短期入所療養介護費( ) <多床室>	要介護1 ( 719 単位) 要介護2 ( 763 単位) 要介護3 ( 808 単位) 要介護4 ( 853 単位) 要介護5 ( 898 単位)							
		(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室>	要介護1 ( 818 単位) 要介護2 ( 869 単位) 要介護3 ( 918 単位) 要介護4 ( 967 単位) 要介護5 ( 1,017 単位)							
			要介護1 ( 846 単位) 要介護2 ( 899 単位) 要介護3 ( 950 単位) 要介護4 ( 1,001 単位) 要介護5 ( 1,054 単位)							
		(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費( ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 ( 836 単位) 要介護2 ( 888 単位) 要介護3 ( 939 単位) 要介護4 ( 989 単位) 要介護5 ( 1,040 単位)							
			要介護1 ( 818 単位) 要介護2 ( 869 単位) 要介護3 ( 918 単位) 要介護4 ( 967 単位) 要介護5 ( 1,017 単位)							
(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費( ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 ( 846 単位) 要介護2 ( 899 単位) 要介護3 ( 950 単位) 要介護4 ( 1,001 単位) 要介護5 ( 1,054 単位)									
	要介護1 ( 836 単位) 要介護2 ( 888 単位) 要介護3 ( 939 単位) 要介護4 ( 989 単位) 要介護5 ( 1,040 単位)									
(四) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 818 単位) 要介護2 ( 869 単位) 要介護3 ( 918 単位) 要介護4 ( 967 単位) 要介護5 ( 1,017 単位)									
	要介護1 ( 846 単位) 要介護2 ( 899 単位) 要介護3 ( 950 単位) 要介護4 ( 1,001 単位) 要介護5 ( 1,054 単位)									
(五) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費( ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 836 単位) 要介護2 ( 888 単位) 要介護3 ( 939 単位) 要介護4 ( 989 単位) 要介護5 ( 1,040 単位)									
	要介護1 ( 818 単位) 要介護2 ( 869 単位) 要介護3 ( 918 単位) 要介護4 ( 967 単位) 要介護5 ( 1,017 単位)									
(六) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費( ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 846 単位) 要介護2 ( 899 単位) 要介護3 ( 950 単位) 要介護4 ( 1,001 単位) 要介護5 ( 1,054 単位)									
	要介護1 ( 836 単位) 要介護2 ( 888 単位) 要介護3 ( 939 単位) 要介護4 ( 989 単位) 要介護5 ( 1,040 単位)									
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	( 670 単位)								
	(二) 4時間以上6時間未満	( 928 単位)								
	(三) 6時間以上8時間未満	( 1,289 単位)								
(4) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))									
(5) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算( )	(1日につき 3単位を加算)								
	(二) 認知症専門ケア加算( )	(1日につき 4単位を加算)								
(6) 特定診療費										
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算( )	(1日につき 22単位を加算)								
	(二) サービス提供体制強化加算( )	(1日につき 18単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算( )	(1日につき 6単位を加算)								
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×26/1000)								
	(二) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×19/1000)								
	(三) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×10/1000)								
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×15/1000)								
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×11/1000)								
(10) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×5/1000)									

注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分				注				注	注	注															
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	緊急短期入所受入加算	利用者に対して送迎を行う場合															
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) 看護<3.1>介護<6.1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) <従来型個室>	要介護1 ( 1,042 単位) 要介護2 ( 1,108 単位) 要介護3 ( 1,173 単位) 要介護4 ( 1,239 単位) 要介護5 ( 1,305 単位)	× 70 / 100	× 90 / 100		× 90 / 100																	
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) <多床室>	要介護1 ( 1,150 単位) 要介護2 ( 1,216 単位) 要介護3 ( 1,280 単位) 要介護4 ( 1,348 単位) 要介護5 ( 1,412 単位)																					
		(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) 看護<4.1>介護<4.1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) <従来型個室>	要介護1 ( 1,055 単位) 要介護2 ( 1,124 単位) 要介護3 ( 1,193 単位) 要介護4 ( 1,260 単位) 要介護5 ( 1,329 単位)							× 70 / 100	× 90 / 100		× 90 / 100											
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) <多床室>	要介護1 ( 1,163 単位) 要介護2 ( 1,230 単位) 要介護3 ( 1,302 単位) 要介護4 ( 1,369 単位) 要介護5 ( 1,439 単位)																					
			(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) 看護<4.1>介護<5.1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) <従来型個室>														要介護1 ( 959 単位) 要介護2 ( 1,025 単位) 要介護3 ( 1,091 単位) 要介護4 ( 1,158 単位) 要介護5 ( 1,224 単位)	× 70 / 100	× 90 / 100		× 90 / 100			
				b 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) <多床室>														要介護1 ( 1,066 単位) 要介護2 ( 1,132 単位) 要介護3 ( 1,200 単位) 要介護4 ( 1,266 単位) 要介護5 ( 1,333 単位)							
				(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) 看護<4.1>介護<6.1>														a 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) <従来型個室>							
		b 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) <多床室>	要介護1 ( 1,049 単位) 要介護2 ( 1,116 単位) 要介護3 ( 1,180 単位) 要介護4 ( 1,247 単位) 要介護5 ( 1,312 単位)																						
		(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) 経過措置型	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) <従来型個室>	要介護1 ( 881 単位) 要介護2 ( 947 単位) 要介護3 ( 1,012 単位) 要介護4 ( 1,078 単位) 要介護5 ( 1,143 単位)							× 70 / 100	× 90 / 100		× 90 / 100											
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) <多床室>	要介護1 ( 990 単位) 要介護2 ( 1,055 単位) 要介護3 ( 1,121 単位) 要介護4 ( 1,186 単位) 要介護5 ( 1,251 単位)																					
	(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	一般病棟	(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 ( ) <従来型個室>	要介護1 ( 786 単位)	× 70 / 100	× 90 / 100		× 90 / 100																	
				要介護2 ( 850 単位)																					
				要介護3 ( 917 単位)																					
				要介護4 ( 983 単位)																					
				要介護5 ( 1,048 単位)																					
	(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 ( ) <多床室>	要介護1 ( 894 単位)	× 70 / 100	× 90 / 100		× 90 / 100																			
		要介護2 ( 960 単位)																							
		要介護3 ( 1,025 単位)																							
		要介護4 ( 1,091 単位)																							
		要介護5 ( 1,156 単位)																							
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要介護1 ( 1,171 単位)	× 70 / 100	× 90 / 100		× 90 / 100																		
			要介護2 ( 1,236 単位)																						
			要介護3 ( 1,303 単位)																						
			要介護4 ( 1,368 単位)																						
			要介護5 ( 1,434 単位)																						
	b 経過的ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 1,171 単位)	× 70 / 100							× 90 / 100		× 90 / 100													
		要介護2 ( 1,236 単位)																							
		要介護3 ( 1,303 単位)																							
		要介護4 ( 1,368 単位)																							
		要介護5 ( 1,434 単位)																							
(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要介護1 ( 1,115 単位)	× 70 / 100	× 90 / 100		× 90 / 100																				
	要介護2 ( 1,183 単位)																								
	要介護3 ( 1,253 単位)																								
	要介護4 ( 1,322 単位)																								
	要介護5 ( 1,390 単位)																								
b 経過的ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 1,115 単位)									× 70 / 100	× 90 / 100		× 90 / 100												
	要介護2 ( 1,183 単位)																								
	要介護3 ( 1,253 単位)																								
	要介護4 ( 1,322 単位)																								
	要介護5 ( 1,390 単位)																								
(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 ( 670 単位)	× 70 / 100	× 90 / 100		× 90 / 100																				
	(二) 4時間以上6時間未満 ( 927 単位)																								
	(三) 6時間以上8時間未満 ( 1,288 単位)																								
(5) 療養費加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																									
(6) 特定診療費																									
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 ( ) (1日につき 22単位を加算)																								
	(二) サービス提供体制強化加算 ( ) (1日につき 18単位を加算)																								
	(三) サービス提供体制強化加算 ( ) (1日につき 6単位を加算)																								
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 2.6 / 1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計																							
	(二) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 1.9 / 1000)																								
	(三) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 1.0 / 1000)																								
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 1.5 / 1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計																							
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 1.1 / 1000)																								
(10) 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき + 所定単位 × 5 / 1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計																								

注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目







指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費( )	(一) 居宅介護支援費( )	要介護1・2 ( 1,076単位 )	(運営基準減算の場合) ×50/100  (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
			要介護3・4・5 ( 1,398単位 )					
		(二) 居宅介護支援費( )	要介護1・2 ( 539単位 )					
			要介護3・4・5 ( 698単位 )					
		(三) 居宅介護支援費( )	要介護1・2 ( 323単位 )					
			要介護3・4・5 ( 418単位 )					
	(2)居宅介護支援費( )	(一) 居宅介護支援費( )	要介護1・2 ( 1,076単位 )		+15/100	+10/100		
			要介護3・4・5 ( 1,398単位 )					
		(二) 居宅介護支援費( )	要介護1・2 ( 522単位 )					
			要介護3・4・5 ( 677単位 )					
		(三) 居宅介護支援費( )	要介護1・2 ( 313単位 )					
			要介護3・4・5 ( 406単位 )					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)								
ハ 特定事業所加算		(1) 特定事業所加算( ) (1月につき +505単位)						
		(2) 特定事業所加算( ) (1月につき +407単位)						
		(3) 特定事業所加算( ) (1月につき +309単位)						
		(4) 特定事業所加算(A) (1月につき +100単位)						
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき +125単位)								
ホ 入院時情報連携加算		(1) 入院時情報連携加算( ) (1月につき +200単位)						
		(2) 入院時情報連携加算( ) (1月につき +100単位)						
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)		(1) 退院・退所加算( )イ (+450単位)						
		(2) 退院・退所加算( )ロ (+600単位)						
		(3) 退院・退所加算( )イ (+600単位)						
		(4) 退院・退所加算( )ロ (+750単位)						
		(5) 退院・退所加算( ) (+900単位)						
ト 通院時情報連携加算 (1月につき +50単位)								
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)								
リ ターミナルケアマネジメント加算		死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合 (+400単位)						

居宅介護支援費( )については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については( )を、60件以上の部分については( )を算定する。  
 居宅介護支援費( )については、一定の情報通信機器(人工知能関連技術を活用したものを含む。)の活用又は事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については( )を、60件以上の部分については( )を算定する。



2 介護保健施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
		運動を行う施設の利用の制限条件を満たさない場合	入居者の取次人指定係を設ける場合	医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	補助的ユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアに初歩的体制が未整備である場合	身体拘束の禁止未実施実績	社会福祉法別表実施実績	栄養管理の実績等安全な11場合	夜間職員配置加算	地域中からボランティア実施加算	認知症対応型中リハビリテーション実施加算	認知症ケア加算	近隣社会福祉法人等受入加算	在宅看護・在宅看護支援機能加算( )	在宅看護・在宅看護支援機能加算( )	
イ 介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) 介護保健施設サービス費( ) ＜従来型個室＞〔基本型〕	要介護1	714													
		要介護2	759													
		要介護3	821													
		要介護4	874													
	(二) 介護保健施設サービス費( ) ＜在宅強化型〕	要介護1	758													
		要介護2	828													
		要介護3	890													
		要介護4	948													
	(三) 介護保健施設サービス費( ) ＜多床室〕〔基本型〕	要介護1	838													
		要介護2	898													
		要介護3	949													
		要介護4	1,003													
	(四) 介護保健施設サービス費( ) ＜多床室〕〔在宅強化型〕	要介護1	788													
		要介護2	858													
		要介護3	910													
		要介護4	974													
(1) 介護保健施設サービス費( ) ＜療養型老健看護職員を配置〕	要介護1	730														
	要介護2	822														
	要介護3	935														
	要介護4	1,013														
(二) 介護保健施設サービス費( ) ＜多床室〕〔療養型〕	要介護1	1,087														
	要介護2	1,158														
	要介護3	1,218														
	要介護4	1,281														
(1) 介護保健施設サービス費( ) ＜療養型老健看護スタッフを併用〕	要介護1	816														
	要介護2	909														
	要介護3	986														
	要介護4	1,060														
(二) 介護保健施設サービス費( ) ＜多床室〕〔療養型〕	要介護1	818														
	要介護2	915														
	要介護3	989														
	要介護4	1,063														
(1) 介護保健施設サービス費( ) ＜特別介護保健施設サービス費〕	要介護1	1,138														
	要介護2	1,200														
	要介護3	1,264														
	要介護4	1,328														
(二) 介護保健施設サービス費( ) ＜多床室〕	要介護1	744														
	要介護2	805														
	要介護3	856														
	要介護4	907														
(二) 介護保健施設サービス費( ) ＜多床室〕	要介護1	772														
	要介護2	820														
	要介護3	880														
	要介護4	937														
ロ ユニット型介護保健施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型介護保健施設サービス費( ) ＜ユニット型個室〕〔基本型〕	要介護1	841													
		要介護2	903													
		要介護3	1,009													
		要介護4	1,081													
	(二) ユニット型介護保健施設サービス費( ) ＜ユニット型個室〕〔在宅強化型〕	要介護1	841													
		要介護2	915													
		要介護3	978													
		要介護4	1,035													
	(三) 経過のユニット型介護保健施設サービス費( ) ＜ユニット型個室の多床室〕〔基本型〕	要介護1	841													
		要介護2	915													
		要介護3	978													
		要介護4	1,035													
	(四) 経過のユニット型介護保健施設サービス費( ) ＜ユニット型個室の多床室〕〔在宅強化型〕	要介護1	841													
		要介護2	915													
		要介護3	978													
		要介護4	1,035													
(一) ユニット型介護保健施設サービス費 ＜ユニット型個室〕〔療養型〕	要介護1	904														
	要介護2	987														
	要介護3	1,100														
	要介護4	1,176														
(二) 経過のユニット型介護保健施設サービス費 ＜ユニット型個室の多床室〕〔療養型〕	要介護1	904														
	要介護2	987														
	要介護3	1,100														
	要介護4	1,176														
(一) ユニット型介護保健施設サービス費 ＜ユニット型個室〕〔療養型〕	要介護1	960														
	要介護2	1,074														
	要介護3	1,149														
	要介護4	1,225														
(二) 経過のユニット型介護保健施設サービス費 ＜ユニット型個室の多床室〕〔療養型〕	要介護1	960														
	要介護2	1,074														
	要介護3	1,149														
	要介護4	1,225														
(一) ユニット型介護保健施設サービス費 ＜ユニット型個室〕	要介護1	779														
	要介護2	825														
	要介護3	885														
	要介護4	937														
(二) 経過のユニット型介護保健施設サービス費 ＜ユニット型個室の多床室〕	要介護1	825														
	要介護2	885														
	要介護3	937														
	要介護4	989														

注 外泊時費用		入所者に対して居宅における外泊を認められた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
注 外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)		入所者に対して居宅における外泊を認め、施設が在宅サービスを提供した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき109単位を算定
注 ターミナルケア加算	(1) 死亡日以前31日以上45日以下	療養型老健以外の場合 (1日につき 8.0単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 8.0単位を加算)
	(4) 死亡日以前4日以上30日以下	療養型老健以外の場合 (1日につき 1.60単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 1.60単位を加算)
		療養型老健以外の場合 (1日につき 8.0単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 8.0単位を加算)
	(4) 死亡日以前2日又は3日	療養型老健以外の場合 (1日につき 8.0単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 8.0単位を加算)
(4) 死亡日	療養型老健以外の場合 (1日につき 1.60単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 1.70単位を加算)	
	療養型老健の場合 (1日につき 1.70単位を加算)	
注 特別療養費		
注 療養体制維持特別加算		イ 療養体制維持特別加算( ) (1日につき 27単位を加算) ロ 療養体制維持特別加算( ) (1日につき 57単位を加算)
ハ 初期加算 (1日につき 3.0単位を加算)		
ニ 再入所時栄養連携加算( 2 ) (入所者1人につき1回を限度として2.0単位を加算)		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ホ 入所前後訪問指導加算( ) ( 2 )	在宅強化型の場合 (1回につき 4.0単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭にいた施設サービスの計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に算定
	在宅強化型以外の場合 (1回につき 4.0単位を加算)	
ホ 入所前後訪問指導加算( ) ( 2 )	在宅強化型の場合 (1回につき 4.0単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭にいた施設サービスの計画の策定及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合に算定
	在宅強化型以外の場合 (1回につき 4.0単位を加算)	
ヘ 退所時等支援加算( 2 )	(1) 退所時等支援加算 (2) 退所時情報提供加算 (三) 入退所前連携加算( ) (四) 入退所前連携加算( ) (3) 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として3.0単位を算定)	注 退所期間が1月を超える入所者が試行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合
		注 退所後の生活面に対して診療情報を提供した場合
		注 在宅介護支援事業者と入退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		注 医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
ト 栄養マネジメント強化加算 (1日につき 1.0単位を加算)		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
チ 経口移行加算( 2 ) (1日につき 2.0単位を加算)		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
リ 経口維持加算( 2 )	(1) 経口維持加算( ) (1月につき 4.0単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
	(2) 経口維持加算( ) (1月につき 1.0単位を加算)	注 経口維持加算( )を算定していない場合は、算定しない。
ヌ 口腔衛生管理加算( 2 )	(1) 口腔衛生管理加算( ) (1月につき 3.0単位を加算)	注 医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
	(2) 口腔衛生管理加算( ) (1月につき 1.0単位を加算)	
ル 療養食加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
ヲ 在宅復帰支援機能加算 (療養型老健に限り)1日につき 1.0単位を加算		
ワ カかりつけ医連携業務調整加算( 2 )	(1) かかりつけ医連携業務調整加算( ) (入所者1人につき1回を限度として1.0単位を加算)	
	(2) かかりつけ医連携業務調整加算( ) (入所者1人につき1回を限度として2.0単位を加算)	
	(3) かかりつけ医連携業務調整加算( ) (入所者1人につき1回を限度として1.0単位を加算)	
カ 緊急時施設療養費	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき5.0単位を算定)	
	療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき5.0単位を算定)	
コ 所定疾患施設療養費( 2 )	(1) 所定疾患施設療養費( ) (1月に1回7日を限度に、1日につき2.0単位を算定)	
	(2) 所定疾患施設療養費( ) (1月に1回10日を限度に、1日につき4.0単位を算定)	
ク 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算( ) (1日につき 3.0単位を加算)	
	(2) 認知症専門ケア加算( ) (1日につき 4.0単位を加算)	
ケ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	療養型老健以外の場合 (入所後7日以内) 1日につき2.0単位を加算	
	療養型老健の場合 (入所後7日以内) 1日につき2.0単位を加算	
コ 認知症情報提供加算 (1回当たり) 3.0単位を加算		
セ 地域連携診療計画情報提供加算( 2 ) 在宅強化型の場合 (入所者1人につき1回を限度として3.0単位を加算) 在宅強化型以外の場合 (入所者1人につき1回を限度として3.0単位を加算)		
ネ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算( 2 ) (1月につき 3.0単位を加算)		
ナ 看護マネジメント加算( 2 ) (イ(1)、ロ(1)を算定する場合のみ算定)	(1) 看護マネジメント加算( ) (1月につき 3.0単位を加算)	
	(2) 看護マネジメント加算( ) (1月につき 1.0単位を加算)	
ラ 排せつ支援加算( 2 )	(1) 排せつ支援加算( ) (1月につき 1.0単位を加算)	
	(2) 排せつ支援加算( ) (1月につき 1.5単位を加算)	
	(3) 排せつ支援加算( ) (1月につき 2.0単位を加算)	
ル 自立支援促進加算( 2 ) (1月につき 3.0単位を加算)		
ロ 科学的介護推進体制加算( 2 )	(1) 科学的介護推進体制加算( ) (1月につき 4.0単位を加算)	
	(2) 科学的介護推進体制加算( ) (1月につき 6.0単位を加算)	
ハ 安全対策体制加算( 2 ) (入所者1人につき1回を限度として2.0単位を算定)		
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 2.0単位を加算)	
	(2) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 1.0単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 6.0単位を加算)	
ロ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位数×39/1000)	注 所定単位数は、イから/までにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位数×39/1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位数×16/1000)	
ク 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位数×21/1000)	注 所定単位数は、イから/までにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位数×17/1000)	
ヤ 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき + 所定単位数×2/1000)		注 所定単位数は、イから/までにより算定した単位数の合計

Pf・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。  
イ(4)及びロ(4)を適用する場合には、(2)を適用しない。  
安全管理体制未実施減算については令和3年10月1日から、栄養管理の基準を満たさない場合の減算については令和6年1月1日から適用する。



注 外泊時費用		入院患者に対して居室における外泊を認められた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的遠隔サービス費		入院患者に対して居室における試行的遠隔を認められた場合、1月につき4日を限度として1日につき800単位を算定。(2)及び(4)の基本単位に限る。	
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
(5) 初期加算	(1日につき 30単位)		
(6) 退院時指導等加算 (3)	(一) 退院時指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回又は2回)を限度に、400単位を算定	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 退院介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回)を限度に、400単位を算定	
		c 退院時指導加算 (400単位)	
		d 退院時情報提供加算 (500単位)	
		e 退院前連携加算 (500単位)	
(二) 訪問看護指示加算	(入院患者1人につき1回を限度として、300単位を算定)		
(7) 低栄養リスク改善加算 (3)	(1月につき 300単位を算定)	注 栄養管理の基準を満たさない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定していない場合は、算定しない。	
(8) 経口移行加算 (3)	(1日につき 20単位を算定)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
(9) 経口維持加算 (3)	(一) 経口維持加算 (1) (1月につき 400単位を算定)	注 栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定していない場合は、算定しない。 経口維持加算 (1)を算定していない場合は、算定しない。	
	(二) 経口維持加算 (2) (1月につき 100単位を算定)		
(10) 口腔衛生管理加算 (3)	(1月につき 60単位を算定)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月1回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合	
(11) 療養加算	(1回につき 6単位を算定(1日に3回を限度))		
(12) 在宅復帰支援機能加算 (3)	(4日につき 10単位を算定)		
(13) 特定診療費 (3)			
(14) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 (1) (1日につき 3単位を算定)	注 認知症専門ケア加算 (1)を算定していない場合は、算定しない。	
	(二) 認知症専門ケア加算 (2) (1日につき 4単位を算定)		
(15) 認知症行動・心理ケア緊急対応加算	(入院後7日以内)1日につき200単位を算定		
(16) 排せつ支援加算 (3)	(1月につき 100単位を算定)		
(17) 安全対策体制加算 (3)	(入院患者1人につき1回を限度として20単位を算定)		
(18) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (1) (1日につき 20単位を算定)	注 所定単位数は、(1)から(18)までにより算定した単位数の合計	
	(二) サービス提供体制強化加算 (2) (1日につき 10単位を算定)		
	(三) サービス提供体制強化加算 (3) (1日につき 6単位を算定)		
	(四) サービス提供体制強化加算 (4) (1日につき 6単位を算定)		
(19) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 (1) (1月につき + 所定単位数 × 2.6 / 10.00)	注 所定単位数は、(1)から(18)までにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員処遇改善加算 (2) (1月につき + 所定単位数 × 1.9 / 10.00)		
	(三) 介護職員処遇改善加算 (3) (1月につき + 所定単位数 × 1.9 / 10.00)		
(20) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 (1) (1月につき + 所定単位数 × 1.5 / 10.00)	注 所定単位数は、(1)から(18)までにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算 (2) (1月につき + 所定単位数 × 1.1 / 10.00)		
(21) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき + 所定単位数 × 5 / 10.00)	注 所定単位数は、(1)から(18)までにより算定した単位数の合計	

医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経費措置減算を適用しない。  
 医師数条件減算を適用する場合には、夜間勤務等増加分加算を適用しない。  
 一定の要件を満たす入院患者の数が規程に満たない場合には、(3)を適用しない。  
 安全管理体制未実施減算については令和3年10月1日から、栄養管理の基準を満たさない場合の減算については令和6年4月1日から適用する。



注 外泊時費用		入院患者に対して居宅における外泊を認められた場合、1月に5日を限度として所定単位数に代えて1日につき、362単位を算定
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
(3) 初期加算		(1日につき 30単位を加算)
(4) 退院時指導等加算 ( 1 )	(一) 退院時指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回又は2回)を限度に、460単位を算定)
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)
		c 退院時指導加算 (400単位)
		d 退院時情報提供加算 (500単位)
		e 退院前準備加算 (500単位)
(二) 訪問看護指示加算		(入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)
(5) 低栄養リスク改善加算 ( 1 )		(1月につき 300単位を加算) 注 栄養管理の基準を満たさない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。
(6) 経口移行加算 ( 1 )		(1日につき 28単位を加算) 注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
(7) 経口維持加算( 1 )	(一) 経口維持加算( )	(1月につき 400単位を加算)
	(二) 経口維持加算( )	(1月につき 100単位を加算)
(8) 口腔衛生管理加算 ( 1 )		(1月につき 90単位を加算) 注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
(9) 療養食加算		(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))
(10) 在宅復帰支援機能加算 ( 1 )		(1日につき 10単位を加算)
(11) 特定診療費 ( 1 )		
(12) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算( )	(1日につき 3単位を加算)
	(二) 認知症専門ケア加算( )	(1日につき 4単位を加算)
(13) 認知症行動・心理症状緊急対応加算		(入院後7日に限り、1日につき200単位を加算)
(14) 排せつ支援加算 ( 1 )		(1月につき 100単位を加算)
(15) 安全対策体制加算 ( 1 )		(入院患者1人につき1回を限度として200単位を算定)
(16) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算( )	(1日につき 22単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算( )	(1日につき 18単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算( )	(1日につき 6単位を加算)
(17) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位数 × 2.6 / 1000)
	(二) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位数 × 1.9 / 1000)
	(三) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位数 × 1.0 / 1000)
(18) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位数 × 1.5 / 1000)
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位数 × 1.1 / 1000)
(19) 介護職員等ベースアップ等支援加算		(1月につき + 所定単位数 × 5 / 1000) 注 所定単位数は、(1)から(16)までにより算定した単位数の合計

一定の要件を満たす入院患者の数が規程に満たない場合には、( 1 )を適用しない。  
安全管理体制未実施減算については令和3年10月1日から、栄養管理の基準を満たさない場合の減算については令和6年4月1日から適用する。







注 外泊時費用	入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的退所サービス費	入所者に対して居宅における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき600単位を算定	
注 他科受診時費用	入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
ト 初期加算 (1日につき + 30単位)		
チ 再入所時栄養連携加算 ( 2 ) (入所者1人につき1回を限度として200単位を算定)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
リ 退所時指導等加算 ( 2 )	(一) 退所時指導加算 a 退所前訪問指導加算 (入所中1回又は2回)を限度に、460単位を算定 b 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	c 退所時指導加算 (400単位)	
	d 退所時情報提供加算 (500単位)	
	e 退所前連携加算 (500単位)	
	(二) 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)	
ス 栄養マネジメント強化加算 (1日につき 11単位を算定)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
ル 経口移行加算 ( 2 ) (1日につき 28単位を算定)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
ヲ 経口維持加算 ( 2 )	(一) 経口維持加算 ( ) (1月につき 400単位を算定) (二) 経口維持加算 ( ) (1月につき 100単位を算定)	注 栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。 注 経口維持加算 ( ) を算定していない場合は、算定しない。
ワ 口腔衛生管理加算 ( 2 )	(一) 口腔衛生管理加算 ( ) (1月につき 90単位を算定) (二) 口腔衛生管理加算 ( ) (1月につき 110単位を算定)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
カ 療養食加算 (1回につき 6単位を算定(1日に3回を限度))		
ヨ 在宅復帰支援機能加算 ( 2 ) (1日につき 10単位を算定)		
タ 特別診療費 ( 2 )		
レ 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定) イ 特定治療	
ソ 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 ( ) (1日につき 3単位を算定) (二) 認知症専門ケア加算 ( ) (1日につき 4単位を算定)	
ツ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り、1日につき200単位を算定)		
ネ 重度認知症疾患療養体制加算	(一) 重度認知症疾患療養体制加算 ( ) 要介護1・2 (1日につき140単位を算定) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を算定) (二) 重度認知症疾患療養体制加算 ( ) 要介護1・2 (1日につき200単位を算定) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を算定)	
ナ 排せつ支援加算 ( 2 )	(1) 排せつ支援加算 ( ) (1月につき 10単位を算定) (2) 排せつ支援加算 ( ) (1月につき 15単位を算定) (3) 排せつ支援加算 ( ) (1月につき 20単位を算定)	
ラ 自立支援促進加算 ( 2 ) (1月につき 300単位を算定)		
ム 科学的介護推進体制加算 ( 2 )	(1) 科学的介護推進体制加算 ( ) (1月につき 40単位を算定) (2) 科学的介護推進体制加算 ( ) (1月につき 60単位を算定)	
ウ 長期療養生活移行加算 ( 2 ) (入所後30日に限り、1日につき60単位を算定)		
モ 安全対策体制加算 ( 2 ) (入所者1人につき1回を限度として200単位を算定)		
リ サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 ( ) (1日につき 22単位を算定) (二) サービス提供体制強化加算 ( ) (1日につき 18単位を算定) (三) サービス提供体制強化加算 ( ) (1日につき 6単位を算定)	
オ 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 2.5 / 1000) (二) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 1.9 / 1000) (三) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 1.0 / 1000)	注 所定単位は、イから/までにより算定した単位数の合計
ク 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 1.5 / 1000) (二) 介護職員等特定処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 1.1 / 1000)	注 所定単位は、イから/までにより算定した単位数の合計
ヤ 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき + 所定単位 × 5 / 1000)		注 所定単位は、イから/までにより算定した単位数の合計

夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。  
八及びへを適用する場合には、( 2 )を適用しない。  
安全管理体制未実施減算については令和3年10月1日から、栄養ケア・マネジメントを実施していない場合の減算については令和6年4月1日から適用する。

# 介護報酬の算定構造

## 介護予防サービス

### 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
  - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

### 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費	(1回につき 852単位)	× 95 / 100	× 90 / 100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90 / 100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 × 85 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100
ロ 初回加算		(1月につき + 200単位)					
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算( )	(1日につき + 3単位)					
	(2) 認知症専門ケア加算( )	(1日につき + 4単位)					
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算( )	(1回につき + 44単位)					
	(2) サービス提供体制強化加算( )	(1回につき + 36単位)					
	(3) サービス提供体制強化加算( )	(1回につき + 12単位)					
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 58 / 1000)					
	(2) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 42 / 1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 23 / 1000)					
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 21 / 1000)					
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 15 / 1000)					
ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき + 所定単位 × 11 / 1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計					

注：「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+	単位	+	単位
-	単位	-	単位
×	/ 100	×	/ 100
+		+	所定単位数 × / 100

2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 2分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (302単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合又は深夜の場合 +25/100	複数名訪問加算 ( )	複数名訪問加算 ( )	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合 +300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算( )	特別管理加算	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合 -5単位
	(2) 3分未満 (450単位)												
	(3) 3分以上1時間未満 (792単位)												
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,087単位)												
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 1日に2回を超えて実施する場合は50/100 (283単位)												
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 2分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (255単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +10/100	30分未満の場合 +254単位	30分未満の場合 +201単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +374単位	1月につき ( )の場合 +500単位 又は ( )の場合 +250単位	
	(2) 3分未満 (381単位)												
	(3) 3分以上1時間未満 (552単位)												
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (812単位)												
ハ 初回加算 (1月につき +300単位)													
ニ 退院時共同加算 (1月につき +600単位)													
ホ 看護体制強化加算 (1月につき +100単位)													
ヘ サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算( ) (1回につき +6単位) (2) サービス提供体制強化加算( ) (1回につき +3単位)													

「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入  
 1月以内の2回以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算 +15/100	中山間地域等における小規模事業所加算 +10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 +5/100	短期集中リハビリテーション実施加算 1日につき +200単位	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 -50単位	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合 -5単位
	介護老人保健施設の場合 1回につき 307単位							
	介護医療院の場合							
ロ 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)								
ハ サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算( ) (1回につき +6単位) (2) サービス提供体制強化加算( ) (1回につき +3単位)								

「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注 特別地域介護予防居宅療養管理指導費加算	注 中山間地域等に於ける小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費 (〔2〕以外)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (514単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (445単位)			
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費 (在宅介護学協会管理料又は特定施設入居者等学協会管理料を算定する場合)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (288単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (286単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (259単位)			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (516単位)	+15/100	+10/100	+5/100	
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (446単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 錠剤又は針剤の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (565単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住者施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合  +100単位		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (416単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)			
	(2) 薬剤師の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (517単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (378単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (341単位)			
(四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月1回を限度) (45単位)					
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (544単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (443単位)			
	(2) 当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (524単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (466単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (423単位)			
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (361単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (325単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (294単位)				

ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注					
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1	×70/100	×70/100	+5/100	生活行為向上リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合			
		(2,053単位)								-376単位	-20単位	
	要支援2	(3,999単位)								-752単位	-40単位	
	介護老人保健施設の場合	要支援1								(2,053単位)	-376単位	-20単位
		要支援2								(3,999単位)	-752単位	-40単位
	介護医療院の場合	要支援1								(2,053単位)	-376単位	-20単位
要支援2		(3,999単位)	-752単位	-40単位								
ロ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)												
ハ 栄養アセスメント加算 (1月につき 50単位を加算)												
ニ 栄養改善加算 (1月につき 200単位を加算)												
ホ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算( ) (1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))											
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算( ) (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))											
ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算( ) (1月につき 150単位を加算)											
	(2) 口腔機能向上加算( ) (1月につき 160単位を加算)											
ト 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算( )	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)										
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)										
	(2) 選択的サービス複数実施加算( )	栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)										
		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 700単位を加算)										
チ 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)												
リ 科学的介護推進体制加算 (1月につき 40単位を加算)												
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算( )	要支援1 (1月につき 88単位を加算)										
		要支援2 (1月につき 176単位を加算)										
		(2) サービス提供体制強化加算( )	要支援1 (1月につき 72単位を加算)									
ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×47/1000)	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計										
		(2) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×34/1000)										
		(3) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×19/1000)										
ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×20/1000)	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計										
		(2) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×17/1000)										
ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき +所定単位×10/1000)	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計											

：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目



6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				
			夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさ ない場合	利用者の数及 び入所者の数 の合計数が入 所定員を超え る場合	介護・看護職 員の員数が基 準を満たない 場合	本数のユニット リーダーをユニ ット毎に配置し ていない等、ユ ニットにおける 体制が不整備 な場合	共生型介護予 防短期入所生 活介護を行う 場合	生活相談員配 置等加算	生活機能向上 連携加算( )	生活機能向上 連携加算( )	機能訓練体 制加算	個別機能訓 練加算	認知症行動 心理症状緊急 対応加算	若年性認知 症利用者受 入加算	利用者に対し て送迎を行う 場合		
イ 介護予防 短期入所生活 介護費 (1日につき)	(1) 単独型 介護予防短期 入所生活 介護費	(一) 単独型介護予防短期入所 生活介護費( ) <従来型備室>	要支援1 ( 474 単位)														
		(二) 単独型介護予防短期入所 生活介護費( )	要支援2 ( 589 単位)														
	(2) 併設型 介護予防短期 入所生活 介護費	(一) 併設型介護予防短期入所 生活介護費( ) <従来型備室>	要支援1 ( 448 単位)														
		(二) 併設型介護予防短期入所 生活介護費( ) <多床室>	要支援2 ( 446 単位)														
ロ ユニット型 介護予防短期 入所生活 介護費 (1日につき)	(1) 単独型 ユニット型 介護予防短期 入所生活 介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防 短期入所生活介護費 <ユニット型備室>	要支援1 ( 555 単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100											
		(二) 経過的単独型ユニット型 介護予防短期入所生活介護費 <ユニット型備室の多床室>	要支援2 ( 674 単位)														
	(2) 併設型 ユニット型 介護予防短期 入所生活 介護費	(一) 併設型ユニット型 介護予防短期入所生活介護費 <ユニット型備室>	要支援1 ( 523 単位)														
		(二) 経過的併設型ユニット型 介護予防短期入所生活介護費 <ユニット型備室の多床室>	要支援2 ( 649 単位)														
		(一) 併設型ユニット型 介護予防短期入所生活介護費 <ユニット型備室>	要支援1 ( 523 単位)														
		(二) 経過的併設型ユニット型 介護予防短期入所生活介護費 <ユニット型備室の多床室>	要支援2 ( 649 単位)														
ハ 療養食加算 (1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																	
ニ 認知症専門ケア加算			(1) 認知症専門ケア加算( ) (1日につき 3単位を加算)														
			(2) 認知症専門ケア加算( ) (1日につき 4単位を加算)														
ホ サービス提供体制強化加算			(1) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 22単位を加算)														
			(2) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 18単位を加算)														
			(3) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 6単位を加算)														
ヘ 介護職員処遇改善加算			(1) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 83 / 1000)														
			(2) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 60 / 1000)														
			(3) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 33 / 1000)														
ト 介護職員等特定処遇改善加算			(1) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 27 / 1000)														
			(2) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 23 / 1000)														
チ 介護職員等ベースアップ等 支援加算			(1月につき + 所定単位 × 16 / 1000)														

：「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注		注	注	注	注	注	注	注	注																
		夜勤を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場合	利用者の数及び 入所の数の合計 が施設入所定員 を超えている場合	医師、看護師 長、介護職員、 理学療法士、作 業療法士、大工 又は介護士が 不足している 場合	常勤のユニ ットをユニ ット毎に配置し ていない場合 ユニット アにおける係 員が不足して いる場合	夜勤職員配置 加算	個別リハビリ テーション実施 加算	認知症行動心 理状態緊急対 応加算	若年性認知症 利用者受入加 算	在宅復帰・在宅 療養支援機能 加算( )	在宅復帰・在宅 療養支援機能 加算( )	利用者に対して 送迎を行う場合															
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費( )	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <従来型個室>〔基本型〕	要支援1 ( 577 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間で 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	片道につき +184単位															
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <在宅強化型〕	要支援1 ( 619 単位)										要支援2 ( 762 単位)	1日につき +240単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位											
		c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <多床室>〔基本型〕	要支援1 ( 610 単位)										要支援2 ( 768 単位)				1日につき +240単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位								
		d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <多床室>〔在宅強化型〕	要支援1 ( 658 単位)										要支援2 ( 817 単位)														
	(二) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費 <療養型老健・看護職員を配置>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <従来型個室>〔療養型〕	要支援1 ( 581 単位)							要支援2 ( 725 単位)	1日につき +240単位		1日につき +34単位							1日につき +46単位							
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <多床室>〔療養型〕	要支援1 ( 619 単位)							要支援2 ( 778 単位)																	
	(三) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費 <療養型老健・看護オンコール体制>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <従来型個室>〔療養型〕	要支援1 ( 581 単位)							要支援2 ( 725 単位)	1日につき +240単位		1日につき +34単位	1日につき +46単位													
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <多床室>〔療養型〕	要支援1 ( 619 単位)							要支援2 ( 778 単位)																	
	(四) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費 <特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <従来型個室>	要支援1 ( 564 単位)							要支援2 ( 706 単位)	1日につき +240単位		1日につき +34単位	1日につき +46単位													
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <多床室>	要支援1 ( 598 単位)							要支援2 ( 752 単位)																	
	(2) ユニット型介護老人 保健施設介護予防 短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費( )	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室>〔基本型〕							要支援1 ( 621 単位)	×97/100		×70/100	×70/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間で 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	片道につき +184単位							
			b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室>〔在宅強化型〕							要支援1 ( 666 単位)											要支援2 ( 828 単位)	1日につき +240単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位			
			c 経過のユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室の多床室>〔基本型〕							要支援1 ( 621 単位)											要支援2 ( 782 単位)				1日につき +240単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位
			d 経過のユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室の多床室>〔在宅強化型〕							要支援1 ( 666 単位)											要支援2 ( 828 単位)						
		(二) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費( ) <療養型老健・看護職員を配置>	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>〔療養型〕							要支援1 ( 649 単位)								要支援2 ( 810 単位)	1日につき +240単位		1日につき +34単位						
			b 経過のユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>〔療養型〕							要支援1 ( 649 単位)								要支援2 ( 810 単位)									
(三) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費( ) <療養型老健・看護オンコール体制>		a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>〔療養型〕	要支援1 ( 649 単位)	要支援2 ( 810 単位)	1日につき +240単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位																				
		b 経過のユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>〔療養型〕	要支援1 ( 649 単位)	要支援2 ( 810 単位)																							
(四) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費( ) <ユニット型特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費>		a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 ( 608 単位)	要支援2 ( 764 単位)	1日につき +240単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位																				
		b 経過のユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 608 単位)	要支援2 ( 764 単位)																							

注 特別療養費		
注 療養体制維持特別加算	(一)療養体制維持特別加算( )	(1日につき 27単位を加算)
	(二)療養体制維持特別加算( )	(1日につき 57単位を加算)
(3) 総合医学管理加算	(利用中に7日を限度に、1日につき275単位を加算)	
(4) 療養費加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))	
(5) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算( )	(1日につき 3単位を加算)
	(二)認知症専門ケア加算( )	(1日につき 4単位を加算)
(6) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)
	(二) 特定治療	
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算( )	(1日につき 22単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算( )	(1日につき 18単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算( )	(1日につき 6単位を加算)
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 2.9 / 1,000)
	(二) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 2.9 / 1,000)
	(三) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 1.6 / 1,000)
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 2.1 / 1,000)
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 1.7 / 1,000)
(10) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき + 所定単位 × 8 / 1,000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計

注：「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目



八 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注		
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) 看護<6:1>介護<6:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <従来型個室>	要支援1 ( 519 単位) 要支援2 ( 652 単位)	× 70 / 100	診療所設備基準減算 - 60 単位	- 25 単位	1日につき + 200 単位 (7日間を限度)	1日につき + 120 単位	片道につき + 184 単位		
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 ( 547 単位) 要支援2 ( 679 単位)								
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 ( 538 単位) 要支援2 ( 670 単位)								
		d 診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <多床室>	要支援1 ( 577 単位) 要支援2 ( 731 単位)								
		e 診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 ( 610 単位) 要支援2 ( 764 単位)								
		f 診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 ( 599 単位) 要支援2 ( 753 単位)								
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) 看護・介護<3:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <従来型個室>	要支援1 ( 461 単位) 要支援2 ( 576 単位)								
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <多床室>	要支援1 ( 526 単位) 要支援2 ( 664 単位)								
		(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <ユニット型個室>	要支援1 ( 603 単位) 要支援2 ( 759 単位)							× 97 / 100	
		(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要支援1 ( 630 単位) 要支援2 ( 787 単位)								
		(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要支援1 ( 621 単位) 要支援2 ( 777 単位)								
		(四) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 603 単位) 要支援2 ( 759 単位)								
(五) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 630 単位) 要支援2 ( 787 単位)										
(六) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 621 単位) 要支援2 ( 777 単位)										
(3) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))											
(4) 認知症専門ケア加算											
(一) 認知症専門ケア加算 ( ) (1日につき 3単位を加算)											
(二) 認知症専門ケア加算 ( ) (1日につき 4単位を加算)											
(5) 特定診療費											
(6) サービス提供体制強化加算											
(一) サービス提供体制強化加算 ( ) (1日につき 22単位を加算)											
(二) サービス提供体制強化加算 ( ) (1日につき 18単位を加算)											
(三) サービス提供体制強化加算 ( ) (1日につき 6単位を加算)											
(7) 介護職員処遇改善加算				注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計							
(一) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 26 / 1000)											
(二) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 19 / 1000)											
(三) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 10 / 1000)											
(8) 介護職員等特定処遇改善加算				注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計							
(一) 介護職員等特定処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 15 / 1000)											
(二) 介護職員等特定処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 11 / 1000)											
(9) 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき + 所定単位 × 5 / 1000)				注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計							

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注				注	注
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	療地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	療地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) 看護<3:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) <従来型個室>	要支援1 ( 831 単位)	× 70 / 100	× 90 / 100	× 90 / 100		
			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) <多床室>	要支援1 ( 941 単位)					
		(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) 看護<4:1> 介護<4:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) <従来型個室>	要支援1 ( 767 単位)					
				要支援2 ( 941 単位)					
			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) <多床室>	要支援1 ( 826 単位)					
				要支援2 ( 1,021 単位)					
	(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) 看護<4:1> 介護<5:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) <従来型個室>	要支援1 ( 745 単位)						
			要支援2 ( 912 単位)						
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) <多床室>	要支援1 ( 804 単位)						
			要支援2 ( 994 単位)						
	一般病院	(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) 看護<4:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) <従来型個室>	要支援1 ( 732 単位)	× 70 / 100	× 90 / 100	× 90 / 100		
			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) <多床室>	要支援1 ( 791 単位)					
			要支援2 ( 977 単位)						
		(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) 経過措置型	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) <従来型個室>	要支援1 ( 671 単位)					
				要支援2 ( 835 単位)					
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) <多床室>	要支援1 ( 780 単位)						
		要支援2 ( 940 単位)							
	(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費( ) <従来型個室>	要支援1 ( 577 単位)	× 70 / 100	× 90 / 100	× 90 / 100			
			要支援2 ( 742 単位)						
		(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費( ) <多床室>	要支援1 ( 637 単位)						
要支援2 ( 822 単位)									
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( )	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 ( 961 単位)	× 97 / 100				
			b 経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 961 単位)					
			要支援2 ( 1,120 単位)						
	一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( )	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 ( 851 単位)					
				要支援2 ( 1,048 単位)					
			b 経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 851 単位)					
	要支援2 ( 1,048 単位)								

(4) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))	
(5) 特定診療費		
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 22単位を加算)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 6単位を加算)	
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 26 / 1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 19 / 1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 10 / 1000)	
(8) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 15 / 1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 11 / 1000)	
(9) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき + 所定単位 × 5 / 1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		移動を行う施設長が勤務条件を決定しない場合	利用者の状況が利用者の状況に適合しない場合	医師、薬剤師、看護師、介護福祉士の資格のある者が不在の場合	看護職員等が定数に満たない場合	移動のユニットリーダーがユニットに配置されていない場合	療養室の面積が標準以下の場合	療養室の面積が標準以下の場合	移動を行う施設長が勤務条件を決定しない場合	認知症行動・心理状態緊急対応要員が配置されていない場合	常時介護士が配置されていない場合	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	一) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 ( 590 単位)										
		b 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 ( 726 単位)										
	二) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 ( 652 単位)										
		b 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 ( 810 単位)										
	三) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 ( 579 単位)										
		b 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 ( 716 単位)										
(2) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	一) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 ( 640 単位)										
		b 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 ( 798 単位)										
	二) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 ( 563 単位)										
		b 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 ( 700 単位)										
	三) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 ( 623 単位)										
		b 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 ( 781 単位)										
(3) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	一) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 ( 562 単位)										
		b 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 ( 688 単位)										
	二) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 ( 624 単位)										
		b 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 ( 771 単位)										
	三) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 ( 548 単位)										
		b 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 ( 671 単位)										
(4) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	一) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 ( 608 単位)										
		b 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 ( 755 単位)										
	二) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 ( 535 単位)										
		b 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 ( 660 単位)										
	三) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 ( 597 単位)										
		b 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 ( 744 単位)										
(5) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	一) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 ( 536 単位)										
		b 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 ( 665 単位)										
	二) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 ( 593 単位)										
		b 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 ( 743 単位)										
	三) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 ( 510 単位)										
		b 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 ( 629 単位)										
(6) ユニット型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	一) ユニット型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a ユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 ( 673 単位)										
		b ユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 ( 834 単位)										
	二) 経過のユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a ユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 ( 673 単位)										
		b 経過のユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 ( 834 単位)										
	三) ユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a ユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 ( 663 単位)										
		b 経過のユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 ( 824 単位)										
(7) ユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	一) ユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a ユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 ( 688 単位)										
		b ユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 ( 838 単位)										
	二) 経過のユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a ユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 ( 688 単位)										
		b 経過のユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 ( 838 単位)										
	三) ユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a ユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 ( 630 単位)										
		b 経過のユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 ( 782 単位)										
四) ユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a ユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 ( 630 単位)											
	b 経過のユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 ( 782 単位)											
(8) ユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	一) ユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a ユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 ( 656 単位)										
		b ユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 ( 797 単位)										
	二) 経過のユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a ユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 ( 656 単位)										
		b 経過のユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 ( 797 単位)										
	三) ユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a ユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 ( 688 単位)										
		b ユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 ( 838 単位)										
四) 経過のユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a ユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 ( 688 単位)											
	b 経過のユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 ( 838 単位)											
[7] 療養費加算 (1回につき 1単位を加算(1日に1回を限度))													
[8] 緊急時対応費		緊急時対応費											
[9] 認知症専門ケア加算		認知症専門ケア加算											
[10] 特別診療費		特別診療費											
[11] サービス提供体制強化加算		サービス提供体制強化加算											
[12] 介護職員処遇改善加算		介護職員処遇改善加算											
[13] 介護職員等特定処遇改善加算		介護職員等特定処遇改善加算											
[14] 介護職員等特定処遇改善加算		介護職員等特定処遇改善加算											

「緊急時対応費」、「特別診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目  
 移動条件付加算を適用する場合は、夜間勤務等加算を適用しない。  
 (3)及び(6)を適用する場合には、(2)を適用しない。



8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		看護・介護職員 の員数が基準に 満たない場合	介護職員の員数 が基準に満たな ない場合	身体拘束禁止未 実施減算	生活機能向上課 換加算( )	生活機能向上課 換加算( )	個別機能加算 加算( )	個別機能加算 加算( )	居住性認知症入 居者受入加算	居療機能連携加 算	口腔衛生管理特 別加算	口腔・栄養スク リーニング加算	科学的介護推進 体制加算	障害者等支援加 算	委託先である指定介護予防サービス事業者による介護予防サービスが 行われる場合
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 ( 182 単位)	×70/100		-18単位	1月につき +100単位 (3月に1回を最 大)	1月につき +200単位 ただし、個別機 能加算を算定している場合は、 1月につき+ 100単位。	1日につき +12単位	1月につき +20単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1日につき +20単位 (6月に1回を 最大)	1月につき +49単位		
	要支援2 ( 311 単位)			-31単位											
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 56単位)			×70/100												指定訪問介護 ・1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 1,057単位 ・1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 2,114単位 ・1週に3回を超える訪問介護が必要とされた者 (要支援1である者に限る。) 3,355単位 指定通所介護 ・要支援1 1,564単位 ・要支援2 3,088単位 介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 10/100 (介護予防通所(ハビテーション)の選択的サービス(運動機能提 高上・栄養改善、口腔機能向上)の加算が可能) 介護予防福祉用具貸与 介護予防の福祉用具貸与と同様 ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度基準 を限度とする。 訪問介護サービスについては、「指定訪問介護」によるもの、 総合事業「指定第一号訪問事業」によるものがある。 通所介護サービスについては、「指定通所介護」によるもの、 総合事業「指定第一号通所事業」によるものがある。
ハ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)				(1) 認知症専門ケア加算( ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算( ) (1日につき 4単位を加算)											
ニ サービス提供体制強化加算				(1) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 6単位を加算)											
ホ 介護職員 処遇改善 加算				(1) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位×42/1000) (2) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位×60/1000) (3) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位×33/1000)		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計									
ヘ 介護職員等 特定処遇 改善加算				(1) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位×18/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位×12/1000)		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計									
ト 介護職員等 ベースアップ等 加算				(1月につき + 所定単位×15/1000)		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計									
限度額		要支援1 5,032単位 要支援2 10,531単位													

9 介護予防福祉用具貸与費

基本部分	特別地域介護予防福祉用具貸与 加算	中山間地域等に新行小規模 事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサー ビス提供加算
要1す 要1す付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 体位変換器 歩行器 入浴介 歩行補助具 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排泄処理装置	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される単位の単価で除して得た単位数を算定する(10/100を限度)	交通費に相当する額(1/3)に相当する額を事業所の所在地に適用される単位の単価で除して得た単位数を加算する(10/100を限度)	交通費に相当する額(1/3)に相当する額を事業所の所在地に適用される単位の単価で除して得た単位数を加算する(10/100を限度)

「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

要支援1又は要支援2の者については、要1す、要1す付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分	
イ 介護予防支援費(1月につき)	(438単位)
ロ 初回加算	(1月につき +300単位)
ハ 委託連携加算	(+300単位)

# 介護報酬の算定構造

## 地域密着型サービス

指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2 - 2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注									
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (1月につき)	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 ( 5,697 単位)	× 98 / 100	- 62 単位	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算								
		要介護2 ( 10,168 単位)		- 111 単位															
		要介護3 ( 16,883 単位)		- 184 単位															
		要介護4 ( 21,357 単位)		- 233 単位															
		要介護5 ( 25,829 単位)		- 281 単位															
	(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 ( 8,312 単位)		- 91 単位								事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき - 600 単位	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 50人以上にサービスを行う場合 1月につき - 900 単位	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100	1月につき + 315 単位	1月につき + 500 単位 又は ( ) の場合 + 250 単位	死亡日及び 14日以内に 2日以上 ターミナル ケアを行った 場合 + 2,000 単位
		要介護2 ( 12,985 単位)		- 141 単位															
		要介護3 ( 19,821 単位)		- 216 単位															
		要介護4 ( 24,434 単位)		- 266 単位															
		要介護5 ( 29,601 単位)		- 322 単位															
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (1月につき)	要介護1 ( 5,697 単位)	- 62 単位																	
	要介護2 ( 10,168 単位)	- 111 単位																	
	要介護3 ( 16,883 単位)	- 184 単位																	
	要介護4 ( 21,357 単位)	- 233 単位																	
	要介護5 ( 25,829 単位)	- 281 単位																	
ハ 初期加算 (1日につき + 30 単位)																			
ニ 退院時共同指導加算 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (1回につき + 60 単位)																			
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (1月につき 1,000 単位を加算)																			
ヘ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (1月につき + 100 単位)																		
	(2) 生活機能向上連携加算 (1月につき + 200 単位)																		
ト 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算 (1月につき + 90 単位)																		
	(2) 認知症専門ケア加算 (1月につき + 120 単位)																		
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (1月につき + 750 単位)																		
	(2) サービス提供体制強化加算 (1月につき + 640 単位)																		
	(3) サービス提供体制強化加算 (1月につき + 350 単位)																		
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (1月につき + 所定単位 × 137 / 1000)	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計																	
	(2) 介護職員処遇改善加算 (1月につき + 所定単位 × 100 / 1000)																		
	(3) 介護職員処遇改善加算 (1月につき + 所定単位 × 55 / 1000)																		
ス 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき + 所定単位 × 63 / 1000)	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計																	
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき + 所定単位 × 42 / 1000)																		
ル 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき + 所定単位 × 24 / 1000)		注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計																	

：「特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目  
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合、を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+	単位	+	単位
-	単位	-	単位
×	/ 100	×	/ 100
+	/ 100	+	所定単位数 × / 100

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算
イ 夜間対応型訪問介護費( )	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 1,025単位)	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 × 90 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100
	定期巡回サービス費 (1回につき 386単位)					
	随時訪問サービス費( ) (1回につき 588単位)					
	随時訪問サービス費( ) (1回につき 792単位)					
ロ 夜間対応型訪問介護費( )	(1月につき 2,800単位)	事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 × 85 / 100				
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算( ) (1日につき + 3単位)	(一)認知症専門ケア加算( ) (1日につき + 4単位)	(一)認知症専門ケア加算( ) (1月につき + 90単位)	(二)認知症専門ケア加算( ) (1月につき + 120単位)	
		(二)認知症専門ケア加算( ) (1日につき + 4単位)				
	(2)ロを算定する 場合	(一)認知症専門ケア加算( ) (1月につき + 90単位)	(二)認知症専門ケア加算( ) (1月につき + 120単位)			
		(二)認知症専門ケア加算( ) (1月につき + 120単位)				
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算( ) (1回につき + 22単位)	(一)サービス提供体制強化加算( ) (1回につき + 18単位)	(一)サービス提供体制強化加算( ) (1月につき + 154単位)	(二)サービス提供体制強化加算( ) (1月につき + 126単位)	
		(二)サービス提供体制強化加算( ) (1回につき + 18単位)				
		(三)サービス提供体制強化加算( ) (1回につき + 6単位)				
	(2)ロを算定する 場合	(一)サービス提供体制強化加算( ) (1月につき + 154単位)	(二)サービス提供体制強化加算( ) (1月につき + 126単位)			
		(二)サービス提供体制強化加算( ) (1月につき + 126単位)				
		(三)サービス提供体制強化加算( ) (1月につき + 42単位)				
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 137 / 1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の 合計				
	(2) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 100 / 1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 55 / 1000)					
ヘ 介護職員等特定処遇改善 加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 63 / 1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の 合計				
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 42 / 1000)					
ト 介護職員等ベースアップ等 支援加算	(1月につき + 所定単位 × 24 / 1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の 合計				

：「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入





4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	注	注	
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要介護1	10,423 単位	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100	+5/100
		要介護2	15,318 単位					
		要介護3	22,283 単位					
		要介護4	24,593 単位					
		要介護5	27,117 単位					
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1	9,391 単位					
		要介護2	13,802 単位					
		要介護3	20,076 単位					
		要介護4	22,158 単位					
		要介護5	24,433 単位					
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)								
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)								
(1) 認知症加算 ( )								
(2) 認知症加算 ( )								
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)								
ヘ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)								
ト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算 ( )							
	(2) 看護職員配置加算 ( )							
	(3) 看護職員配置加算 ( )							
チ 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)								
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)								
ヌ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)								
ル 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算 ( )							
	(2)生活機能向上連携加算 ( )							
ワ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)								
ヰ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)								
カ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算 ( )						
		(二) サービス提供体制強化加算 ( )						
		(三) サービス提供体制強化加算 ( )						
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算 ( )						
		(二) サービス提供体制強化加算 ( )						
		(三) サービス提供体制強化加算 ( )						
コ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 ( )							
	(2) 介護職員処遇改善加算 ( )							
	(3) 介護職員処遇改善加算 ( )							
ク 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 ( )							
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算 ( )							
レ 介護職員等ベースアップ等 支援加算								

注：「特別地域小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入



5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注		
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費( )	要介護1 ( 784 単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	- 76 単位 - 80 単位 - 82 単位 - 84 単位 - 86 単位 - 79 単位 - 79 単位 - 81 単位 - 83 単位 - 84 単位	3ユニットで夜勤を行う職員 の員数を2人 以上とする場合	夜間支援体制 制加算( )	夜間支援体制 制加算( )	認知症行動 心理症状緊急 対応加算	若年性認知 症利用者受 入加算
		要介護2 ( 800 単位)									
		要介護3 ( 823 単位)									
		要介護4 ( 840 単位)									
		要介護5 ( 858 単位)									
	(2) 認知症対応型共同生活介護費( )	要介護1 ( 787 単位)									
		要介護2 ( 811 単位)									
		要介護3 ( 827 単位)									
		要介護4 ( 844 単位)									
		要介護5 ( 862 単位)									
ロ 短期利用認知症対応型 共同生活介護費 (1日につき)	(1) 短期利用認知症対応型共同生活 介護費( )	要介護1 ( 792 単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	- 76 単位 - 80 単位 - 82 単位 - 84 単位 - 86 単位 - 79 単位 - 79 単位 - 81 単位 - 83 単位 - 84 単位	3ユニットで夜勤を行う職員 の員数を2人 以上とする場合	夜間支援体制 制加算( )	夜間支援体制 制加算( )	認知症行動 心理症状緊急 対応加算	若年性認知 症利用者受 入加算
		要介護2 ( 828 単位)									
		要介護3 ( 853 単位)									
		要介護4 ( 869 単位)									
		要介護5 ( 886 単位)									
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活 介護費( )	要介護1 ( 780 単位)									
		要介護2 ( 816 単位)									
		要介護3 ( 840 単位)									
		要介護4 ( 857 単位)									
		要介護5 ( 873 単位)									
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定								
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前31日以上45日以下 (1日につき 72単位を加算)										
	(2) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)										
	(3) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)										
	(4) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)										
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)								
ニ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算( ) (1日につき 39単位を加算)										
	(2) 医療連携体制加算( ) (1日につき 49単位を加算)										
	(3) 医療連携体制加算( ) (1日につき 59単位を加算)										
ホ 退居時相談援助加算 (400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))											
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算( ) (1日につき 3単位を加算)										
	(2) 認知症専門ケア加算( ) (1日につき 4単位を加算)										
ト 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算( ) (1月につき 100単位を加算)										
	(2) 生活機能向上連携加算( ) (1月につき 200単位を加算)										
チ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき +30単位を加算)								
リ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)								
ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 20単位を加算(6月に1回を限度))								
ル 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)								
ヲ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 22単位を加算)										
	(2) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 18単位を加算)										
	(3) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 6単位を加算)										
ワ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×111/1000)										
	(2) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×81/1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×45/1000)										
カ 介護職員等特定処遇改善 加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×31/1000)										
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×23/1000)										
ヨ 介護職員等ベースアップ等 支援加算			(1月につき +所定単位×23/1000)								

短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

注  
歯科医師又は歯科医師の指示を受けた  
歯科衛生士が、介護職員に対する  
口腔ケアに係る技術的助言及び指導  
を月1回以上行っている場合

注  
所定単位は、イからラまでにより算定し  
た単位数の合計

注  
所定単位は、イからラまでにより算定し  
た単位数の合計

注  
所定単位は、イからラまでにより算定し  
た単位数の合計

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1	( 542 単位)	介護・介護職員の員数が基準に満たない場合 ×70/100	身体障害者福祉法 第48条第2項 第54条第1項 第55条第1項 第56条第1項 第57条第1項 第58条第1項 第59条第1項 第60条第1項 第61条第1項 第62条第1項 第63条第1項 第64条第1項 第65条第1項 第66条第1項 第67条第1項 第68条第1項 第69条第1項 第70条第1項 第71条第1項 第72条第1項 第73条第1項 第74条第1項 第75条第1項 第76条第1項 第77条第1項 第78条第1項 第79条第1項 第80条第1項 第81条第1項 第82条第1項 第83条第1項 第84条第1項 第85条第1項 第86条第1項 第87条第1項 第88条第1項 第89条第1項 第90条第1項 第91条第1項 第92条第1項 第93条第1項 第94条第1項 第95条第1項 第96条第1項 第97条第1項 第98条第1項 第99条第1項 第100条第1項	介護職員等 +36単位	介護職員等 +22単位	生活機能向上 介護加算( ) 1月につき +100単位 (3月に1回を 限る)	生活機能向上 介護加算( ) 1月につき +200単位 ただし、個別 施設加算を 算定しない場合は、 1月につき +100単位	個別機能訓練 加算( ) 1日につき +12単位	個別機能訓練 加算( ) 1月につき +20単位	ADL維持等加算 ( ) 1月につき +15単位	ADL維持等加算 ( ) 1月につき +15単位	夜間看護体制 加算 1日につき +10単位	標準看護加算 加算 1日につき +10単位	災害準備加算 加算 1月につき +80単位	口腔衛生管理 加算 1月につき +30単位	口腔ケア 加算 1日につき +5単位 (1月に1回を 限る)
	要介護2	( 609 単位)															
	要介護3	( 679 単位)															
	要介護4	( 744 単位)															
	要介護5	( 813 単位)															
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1	( 542 単位)	×70/100	身体障害者福祉法 第48条第2項 第54条第1項 第55条第1項 第56条第1項 第57条第1項 第58条第1項 第59条第1項 第60条第1項 第61条第1項 第62条第1項 第63条第1項 第64条第1項 第65条第1項 第66条第1項 第67条第1項 第68条第1項 第69条第1項 第70条第1項 第71条第1項 第72条第1項 第73条第1項 第74条第1項 第75条第1項 第76条第1項 第77条第1項 第78条第1項 第79条第1項 第80条第1項 第81条第1項 第82条第1項 第83条第1項 第84条第1項 第85条第1項 第86条第1項 第87条第1項 第88条第1項 第89条第1項 第90条第1項 第91条第1項 第92条第1項 第93条第1項 第94条第1項 第95条第1項 第96条第1項 第97条第1項 第98条第1項 第99条第1項 第100条第1項	介護職員等 +36単位	介護職員等 +22単位	生活機能向上 介護加算( ) 1月につき +100単位 (3月に1回を 限る)	生活機能向上 介護加算( ) 1月につき +200単位 ただし、個別 施設加算を 算定しない場合は、 1月につき +100単位	個別機能訓練 加算( ) 1日につき +12単位	個別機能訓練 加算( ) 1月につき +20単位	ADL維持等加算 ( ) 1月につき +15単位	ADL維持等加算 ( ) 1月につき +15単位	夜間看護体制 加算 1日につき +10単位	標準看護加算 加算 1日につき +10単位	災害準備加算 加算 1月につき +80単位	口腔衛生管理 加算 1月につき +30単位	口腔ケア 加算 1日につき +5単位 (1月に1回を 限る)
	要介護2	( 609 単位)															
	要介護3	( 679 単位)															
	要介護4	( 744 単位)															
	要介護5	( 813 単位)															
ハ 通所・通所特設加算(イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)															
ニ 看護介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1)看護介護加算( )	(1) 死亡日前3日以上45日以下 (1日につき 22単位を加算)	注 所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計	介護職員等 +36単位	介護職員等 +22単位	生活機能向上 介護加算( ) 1月につき +100単位 (3月に1回を 限る)	生活機能向上 介護加算( ) 1月につき +200単位 ただし、個別 施設加算を 算定しない場合は、 1月につき +100単位	個別機能訓練 加算( ) 1日につき +12単位	個別機能訓練 加算( ) 1月につき +20単位	ADL維持等加算 ( ) 1月につき +15単位	ADL維持等加算 ( ) 1月につき +15単位	夜間看護体制 加算 1日につき +10単位	標準看護加算 加算 1日につき +10単位	災害準備加算 加算 1月につき +80単位	口腔衛生管理 加算 1月につき +30単位	口腔ケア 加算 1日につき +5単位 (1月に1回を 限る)	
		(2) 死亡日前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)															
	(3) 死亡日前7日又は1日 (1日につき 680単位を加算)																
	(4) 死亡日 (1日につき 1,200単位を加算)																
(2)看護介護加算( )	(1) 死亡日前3日以上45日以下 (1日につき 672単位を加算)																
	(2) 死亡日前4日以上30日以下 (1日につき 648単位を加算)																
		(3) 死亡日前7日又は1日 (1日につき 4180単位を加算)															
		(4) 死亡日 (1日につき 1780単位を加算)															
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算( )		注 所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計	介護職員等 +36単位	介護職員等 +22単位	生活機能向上 介護加算( ) 1月につき +100単位 (3月に1回を 限る)	生活機能向上 介護加算( ) 1月につき +200単位 ただし、個別 施設加算を 算定しない場合は、 1月につき +100単位	個別機能訓練 加算( ) 1日につき +12単位	個別機能訓練 加算( ) 1月につき +20単位	ADL維持等加算 ( ) 1月につき +15単位	ADL維持等加算 ( ) 1月につき +15単位	夜間看護体制 加算 1日につき +10単位	標準看護加算 加算 1日につき +10単位	災害準備加算 加算 1月につき +80単位	口腔衛生管理 加算 1月につき +30単位	口腔ケア 加算 1日につき +5単位 (1月に1回を 限る)	
	(2) 認知症専門ケア加算( )																
		(1日につき 3単位を加算)															
		(1日につき 4単位を加算)															
ヘ 科学的介護推進体制加算(イを算定する場合のみ算定)		(1)月につき 45単位を加算															
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算( )		注 所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計	介護職員等 +36単位	介護職員等 +22単位	生活機能向上 介護加算( ) 1月につき +100単位 (3月に1回を 限る)	生活機能向上 介護加算( ) 1月につき +200単位 ただし、個別 施設加算を 算定しない場合は、 1月につき +100単位	個別機能訓練 加算( ) 1日につき +12単位	個別機能訓練 加算( ) 1月につき +20単位	ADL維持等加算 ( ) 1月につき +15単位	ADL維持等加算 ( ) 1月につき +15単位	夜間看護体制 加算 1日につき +10単位	標準看護加算 加算 1日につき +10単位	災害準備加算 加算 1月につき +80単位	口腔衛生管理 加算 1月につき +30単位	口腔ケア 加算 1日につき +5単位 (1月に1回を 限る)	
	(2) サービス提供体制強化加算( )																
	(3) サービス提供体制強化加算( )																
		(1日につき 21単位を加算)															
		(1日につき 18単位を加算)															
		(1日につき 8単位を加算)															
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算( )		注 所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計	介護職員等 +36単位	介護職員等 +22単位	生活機能向上 介護加算( ) 1月につき +100単位 (3月に1回を 限る)	生活機能向上 介護加算( ) 1月につき +200単位 ただし、個別 施設加算を 算定しない場合は、 1月につき +100単位	個別機能訓練 加算( ) 1日につき +12単位	個別機能訓練 加算( ) 1月につき +20単位	ADL維持等加算 ( ) 1月につき +15単位	ADL維持等加算 ( ) 1月につき +15単位	夜間看護体制 加算 1日につき +10単位	標準看護加算 加算 1日につき +10単位	災害準備加算 加算 1月につき +80単位	口腔衛生管理 加算 1月につき +30単位	口腔ケア 加算 1日につき +5単位 (1月に1回を 限る)	
	(2) 介護職員処遇改善加算( )																
	(3) 介護職員処遇改善加算( )																
		(1月につき +所定単位×82/100)															
		(1月につき +所定単位×60/100)															
		(1月につき +所定単位×33/100)															
リ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算( )		注 所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計	介護職員等 +36単位	介護職員等 +22単位	生活機能向上 介護加算( ) 1月につき +100単位 (3月に1回を 限る)	生活機能向上 介護加算( ) 1月につき +200単位 ただし、個別 施設加算を 算定しない場合は、 1月につき +100単位	個別機能訓練 加算( ) 1日につき +12単位	個別機能訓練 加算( ) 1月につき +20単位	ADL維持等加算 ( ) 1月につき +15単位	ADL維持等加算 ( ) 1月につき +15単位	夜間看護体制 加算 1日につき +10単位	標準看護加算 加算 1日につき +10単位	災害準備加算 加算 1月につき +80単位	口腔衛生管理 加算 1月につき +30単位	口腔ケア 加算 1日につき +5単位 (1月に1回を 限る)	
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算( )																
		(1月につき +所定単位×18/100)															
		(1月につき +所定単位×12/100)															
ス 介護職員等ベースアップ等 加算加算	(1月につき +所定単位×15/100)		注 所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計	介護職員等 +36単位	介護職員等 +22単位	生活機能向上 介護加算( ) 1月につき +100単位 (3月に1回を 限る)	生活機能向上 介護加算( ) 1月につき +200単位 ただし、個別 施設加算を 算定しない場合は、 1月につき +100単位	個別機能訓練 加算( ) 1日につき +12単位	個別機能訓練 加算( ) 1月につき +20単位	ADL維持等加算 ( ) 1月につき +15単位	ADL維持等加算 ( ) 1月につき +15単位	夜間看護体制 加算 1日につき +10単位	標準看護加算 加算 1日につき +10単位	災害準備加算 加算 1月につき +80単位	口腔衛生管理 加算 1月につき +30単位	口腔ケア 加算 1日につき +5単位 (1月に1回を 限る)	

短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。



8 複合型サービス費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注		
			登録者数が登録定員を超える場合 又は 従業者の員数が基準を満たさない場合	過少サービスに対する減算	サテライト体制未整備減算	特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制減算(1月につき)	末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	特別の指示により頻りに医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	
イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 ( 12,438 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×97/100	+15/100	+10/100	+5/100	-925単位	-925単位	-30単位
		要介護2 ( 17,403 単位)								-925単位	-925単位	-30単位
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護3 ( 24,464 単位)								-925単位	-925単位	-30単位
		要介護4 ( 27,747 単位)								-1,850単位	-1,850単位	-60単位
		要介護5 ( 31,386 単位)								-2,914単位	-2,914単位	-95単位
		要介護1 ( 11,206 単位)								-925単位	-925単位	-30単位
		要介護2 ( 15,690 単位)								-925単位	-925単位	-30単位
		要介護3 ( 22,042 単位)								-925単位	-925単位	-30単位
		要介護4 ( 25,000 単位)								-1,850単位	-1,850単位	-60単位
		要介護5 ( 28,278 単位)								-2,914単位	-2,914単位	-95単位
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)		要介護1 ( 570 単位)										
		要介護2 ( 637 単位)										
		要介護3 ( 705 単位)										
		要介護4 ( 772 単位)										
		要介護5 ( 838 単位)										
ハ 初期加算(イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)										
ニ 認知症加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算( )	(1月につき 800単位を加算)										
	(2) 認知症加算( )	(1月につき 500単位を加算)										
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))										
ヘ 若年認知症利用者受入加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 800単位を加算)										
ト 栄養アセスメント加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 50単位を加算)										
チ 栄養改善加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 200単位を加算(1月に2回を限度))										
リ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算( )	(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))										
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算( )	(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))										
ヌ 口腔機能向上加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔機能向上加算( )	(1回につき +150単位(月2回を限度))										
	(2) 口腔機能向上加算( )	(1回につき +160単位(月2回を限度))										
ル 退院時共同指導加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 600単位を加算)										
ヲ 緊急時訪問看護加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 574単位を加算)										
ワ 特別管理加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 特別管理加算( )	(1月につき 500単位を加算)										
	(2) 特別管理加算( )	(1月につき 250単位を加算)										
カ ターミナルケア加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 2,000単位を加算)										
コ 看護体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算( )	(1月につき 3,000単位を加算)										
	(2) 看護体制強化加算( )	(1月につき 2,500単位を加算)										
ク 訪問体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)										
ケ 総合マネジメント体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)										
ク 褥瘡マネジメント加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 褥瘡マネジメント加算( )	(1月につき 3単位を加算)										
	(2) 褥瘡マネジメント加算( )	(1月につき 13単位を加算)										
ク 排せつ支援加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 排せつ支援加算( )	(1月につき 10単位を加算)										
	(2) 排せつ支援加算( )	(1月につき 15単位を加算)										
	(3) 排せつ支援加算( )	(1月につき 20単位を加算)										
ネ 科学的介護推進体制加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)										
ナ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算( ) (1月につき 750単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算( ) (1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算( ) (1月につき 350単位を加算)										
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 12単位を加算)										
ラ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×102/1,000)										注 所定単位は、イからナまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×74/1,000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×41/1,000)										
ム 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×15/1,000)										注 所定単位は、イからナまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×12/1,000)										
ウ 介護職員等ベースアップ等支援加算		(1月につき +所定単位×17/1,000)										注 所定単位は、イからナまでにより算定した単位数の合計

注 死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入  
：「特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目



2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注		注	注	注	注
			登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準を満たさない場合	過少サービスに対する減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要支援1 ( 3,438 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100		+5/100
		要支援2 ( 6,948 単位)						
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 ( 3,098 単位)						
		要支援2 ( 6,260 単位)						
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 ( 423 単位)						
		要支援2 ( 529 単位)						
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算						
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))						
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)						
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)						
ト 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算( )	(1月につき +100単位)						
	(2)生活機能向上連携加算( )	(1月につき +200単位)						
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))						
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)						
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算( ) (1月につき 750単位を加算)						
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 12単位を加算)						
ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×102/1000)						
	(2) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×74/1000)						
	(3) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×41/1000)						
ラ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×15/1000)						
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×12/1000)						
ロ 介護職員等ベースアップ等支援加算		(1月につき +所定単位×17/1000)						

注：「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注		注	注	
			夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさない 場合	利用者の数が 利用定員を超 える場合	介護従業者の 員数が基準に 満たない場合	身体拘束廃 止未実施減 算	3ユニットで 夜勤を行う 職員の員数 を2人以上と する場合	夜間支援体 制加算( )	夜間支援体 制加算( )	認知症行 動・心理症 状緊急対応 加算	若年性認知 症利用者受 入加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費( )	要支援2 ( 760 単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	- 76 単位	1日につき - 50 単位	1日につき + 50 単位	1日につき + 25 単位	1日につき + 200 単位 (7日間を 限度)	1日につき + 120 単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費( )	要支援2 ( 748 単位)									
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費( )	要支援2 ( 788 単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	- 75 単位	1日につき - 50 単位	1日につき + 50 単位	1日につき + 25 単位	1日につき + 200 単位 (7日間を 限度)	1日につき + 120 単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費( )	要支援2 ( 776 単位)									
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定								
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)								
ニ 退居時相談援助加算			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))								
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算( )	(1日につき 3単位を加算)									
	(2) 認知症専門ケア加算( )	(1日につき 4単位を加算)									
ヘ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算( )	(1月につき 100単位を加算)									
	(2) 生活機能向上連携加算( )	(1月につき 200単位を加算)									
ト 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき + 30単位を加算)										
チ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 30単位を加算)		注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、 介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導 を月1回以上行っている場合								
リ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))										
ス 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40単位を加算)										
ル サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算( )	(1日につき 22単位を加算)									
	(2) サービス提供体制強化加算( )	(1日につき 18単位を加算)									
	(3) サービス提供体制強化加算( )	(1日につき 6単位を加算)									
ヲ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 111 / 1000)	注 所定単位は、イからルまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 81 / 1000)									
	(3) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 45 / 1000)									
ワ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 31 / 1000)	注 所定単位は、イからルまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 23 / 1000)									
カ 介護職員等ベースアップ等 支援加算	(1月につき + 所定単位 × 23 / 1000)		注 所定単位は、イからルまでにより算定した単位数の合計								

介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。